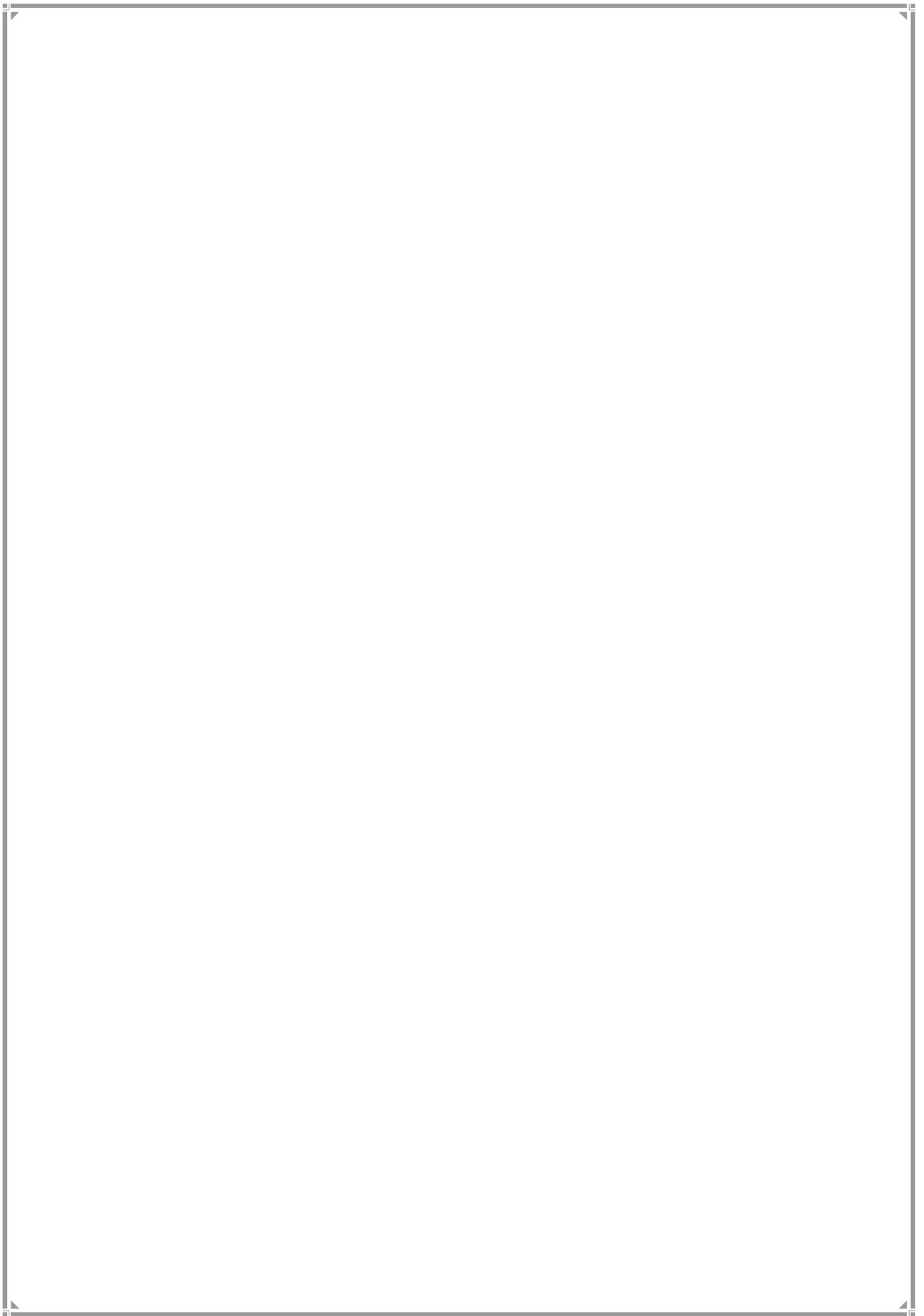


国分寺市子育て・子育ちいきいき計画
(平成27年度～平成31年度)
実施計画平成29年度施策評価

平成31年1月

国分寺市子育て・子育ちいきいき計画推進協議会



目次

第1	国分寺市子育て・子育ちいきいき計画について.....	1
第2	基本理念.....	1
第3	施策の体系.....	2
第4	重点施策.....	3
第5	計画の進捗状況評価.....	3
第6	平成29年度実績評価（量的・質的）.....	5
第7	全体評価.....	7
第8	施策評価.....	9
施策1	子どもの権利に対する理解を広め、深める.....	9
施策2	育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する.....	10
施策3	子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす.....	10
施策4	健康に過ごすことができるまちをつくる.....	10
施策5	仕事と生活との調和を実現する.....	10
施策6	親や家族も支援する.....	10
施策7	確かな学力と豊かな心を育む.....	10
施策8	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす.....	10
施策9	健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる.....	10
施策10	市民の共助による子育ち・子育て支援を進める.....	10
施策11	市民と市の協働で子育ち・子育て支援を進める.....	10

第1 国分寺市子育て・子育ていきいき計画について

平成27年3月に策定された国分寺市子育て・子育ていきいき計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村地域行動計画として、行政と子育て家庭、地域で住み活動する市民等による協力・協働・連携によって、子ども自身の成長やすべての子育て家庭を支援するとともに、家庭や地域において育つ喜び、子育ての喜びが実感でき、地域社会において、子どもが健やかに成長していける場となることを目指して、市の今後の子育て・子育て施策の具体的な方向や取り組む内容について定めている。また、子ども・子育て支援法に基づく施策の数値目標を定める市町村子ども・子育て支援事業計画を包含し、子育て・子育て施策の計画的な推進を図っている。

第2 基本理念

本計画では、すべての子どもと大人の「一人ひとりを大切に」、いろいろな人が見守っている中で、子どもも大人も「みんなが、みんなの中で」、子どもたちが「心豊かに」、すべての子どもと一緒に育ち合うことが可能となるよう、支え合って子育てを進めていけるまちを目指し、『一人ひとりを大切に みんながみんなの中で心豊かに 育ち合い、支え合う』を基本理念としている。

第3 施策の体系

基本理念 基本目標

一人ひとりを大切に

みんながみんなの中で心豊かに

育ち合い、支え合う

一人ひとりの子どもとていねいに向き合う

子どもの育ち・子育てを支援する環境をつくる

子どもの育ち・子育てを支援するつながりを広げる

施策の分野

施策の取組の方向

1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	①子どもの権利の普及啓発の取組	
	②子どもの権利に関する相談及び救済の充実	
	③子どもの居場所づくりの充実	
	④子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実	
	⑤子どもの自立支援	
	⑥子ども自身の組織や活動の支援	
	⑦子どもの発言・参画の機会の拡充	
	⑧子どもの権利に基づく子育て支援の充実	
	⑨国分寺子ども白書の刊行	
	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	①早期発見と一貫した支援の充実
		②日常生活への支援の充実
③障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減		
3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	
	②子どもの遊び場・公園等の整備	
	③公共施設等の中高生の利用機会の拡大	
	④子どもの居場所づくり推進会議の設置	
4 健康に過ごすことができるまちをつくる	①子どもと親の健康の確保	
	②食育の推進	
	③思春期の保健対策の充実	
	④小児医療の充実	
5 仕事と生活との調和を実現する	①子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	
	②仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援	
6 親や家族も支援する	①地域における子育て支援サービスの充実	
	②保育所等への受入れ児童数の計画的拡充	
	③保育の質の向上への取組	
	④多様な保育サービスの展開	
	⑤学童保育所の充実	
7 確かな学力と豊かな心を育む	①体験学習の実施	
	②環境学習の充実	
	③中高生が乳幼児とふれあう機会の確保	
	④不登校児童・生徒への施策の充実	
	⑤地域に開かれた学校運営の推進	
	⑥特別支援教育の充実	
8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	①医療費補助の充実	
	②児童手当等の充実	
	③ひとり親家庭等の支援	
9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	①バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり	
	②安全な道路交通環境の整備	
	③交通安全学習	
	④安全なまちづくり	
	⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
	⑥被害にあった子どもの保護	
10 市民の共助による子育て支援を進める	①地域社会における子どものための活動援助	
	②地域の住民が参画した世代間交流の推進	
11 市民と市の協働で子育て支援を進める	①市と市民との協働による協働事業等の取組	

第4 重点施策

国分寺市子育て・子育ていきいき計画策定時には、「施策の取組」の中から、課題等の重要性を勘案して、市として優先的・重点的に推進する施策を「重点施策」とし、全庁的な視点で力を入れるべき施策と位置付けた。

■施策分野別の重点施策

施策の分野	重点施策（重点的に推進する「施策の取組の方向」）
1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	③ 子どもの居場所づくりの充実
	④ 子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実
2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実
3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	① 児童館の充実
	② 子どもの遊び場・公園等の整備
	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大
4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保
5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し
	② 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援
6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実
	② 保育所等への受入れ児童数の計画的拡充
7 確かな学力と豊かな心を育む	④ 不登校児童・生徒への施策の充実
	⑥ 特別支援教育の充実
9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	① バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり
10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	② 地域の住民が参画した世代間交流の推進
11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	① 市と市民との協働による協働事業等の取組

第5 計画の進捗状況評価

計画を確実に推進していくためには、毎年、計画の進捗状況を評価し、問題点を明らかにし、改善策を次年度事業に反映していく進行管理のためのマネジメントシステムの確立が必要である。

国分寺市子育て・子育ていきいき計画に定める事業の進捗状況及び評価について協議するため、国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会を設置し、計画の推進を図っている。

国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
公募により選出された市民	—	白木 毅生	
公募により選出された市民	—	太田 真理子	
公募により選出された市民	—	白藤 明子	
公募により選出された市民	—	藤田 美桜	
識見を有する者	福島県立医科大学 准教授	立柳 聡	会長
	武蔵野大学 教授	本多 勇	
子育て支援に関する活動を行う 地域活動団体に属する者	国分寺子育て支援事業者連絡 協議会 副代表	武藤 陽子	
国分寺市民生委員・児童委員協 議会の代表者	国分寺市民生委員・児童委員 協議会 子育て支援部会長	田中 久美子	
市立小中学校の保護者の代表者	平成 30 年度 P T A 連合会理 事会対外委員	眞鍋 倫子	副会長
市の職員	子ども家庭部子ども子育て事 業課長	本多 美子	
	子ども家庭部子育て相談室長	前田 典人	

第6 平成29年度実績評価（量的・質的）

(1) 所管課自己評価基準

所管課自己評価基準表

評価選択項目	評価の考え方									
a	<p>次の各項目のいずれかに該当するもの</p> <p>①事業実績が「31年度目標」を達成したもの</p> <p>②事業実績が「31年度目標に向けた29年度取組目標」を大きく上回って達成したもの</p> <p>【②に関する補足説明】</p> <p>*「大きく上回る」ことの定義としては、29年度目標を達成するだけでなく、次年度（30年度）以降に見据えていた目標をも達成する実績だった場合等が該当します。</p> <p>例：事業への参加者数（100人）を目標にし、1年度に10人ずつ参加者数を増やす目標を立て、29年度には、80人を目標にしていたが、結果的には30年度の目標として予定していた90人を超える実績だった場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>31年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>100人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>-</td> <td>92人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	31年度	29年度	目標	100人	80人	実績	-	92人
項目	31年度	29年度								
目標	100人	80人								
実績	-	92人								
b	事業実績が「31年度目標に向けた29年度取組目標」をおおむね達成したもの									
c	事業実績が「31年度目標に向けた29年度取組目標」を達成しなかったもの									
d	<p>事業実績が「31年度目標に向けた29年度取組目標」を大きく下回って達成しなかったもの</p> <p>【補足説明】</p> <p>*目標を「大きく下回る」ことの定義としては、29年度目標を達成できなかっただけでなく、次年度（30年度）以降に見据えていた目標や方向性に大きな、変更、修正が必要な程に影響を与える実績だった場合等が該当します。</p>									
e	一時休止や未着手等で実績がないもの									

(2) 自己評価結果

自己評価結果ランク表

	a	b	c	d	e
a	A	A	B	C	C
b	A	B	B	C	C
c	B	B	C	C	D
d	C	C	C	D	D
e	C	C	D	D	E

※ 縦軸：量的評価ランク，横軸：質的评价ランク

(参考) 自己評価結果ランクの考え方

	施策の分野の達成状況にかかる評価基準
A	31年度目標達成に向けて非常に順調に進展している。または、目標達成済みである。
B	31年度目標達成に向けて順調に進展している。
C	31年度目標達成に向けて何らかの改善が必要である。
D	31年度目標達成に向けて改善が必要である。
E	31年度目標達成に向けて非常に大きな改善が必要である。

第7 全体評価

平成 27 年度から 29 年度の 3 年間で振り返り、全施策分野にまたがって、比較的共通する改善すべき課題として、以下の 8 点を指摘したい。(順不同)

- 1 子どもの健やかな育ちに寄与する視点からの施策の実現と評価を第一義的なものとされたい。

子育て・子育てに関わるあらゆる施策の原点は、国分寺市の子どもの幸せを増進することにあると考える。施策の展開において、常にこの点から評価と更なる工夫に取り組みたい。

- 2 国分寺市独自の必要性の判断に基づいて、創造的な施策の展開を進められたい。

様々な施策の策定と展開において、国や都の法律や条例、制度などを踏まえる必要があるのは当然だが、国分寺市独自の政策判断や施策形成も可能なはずである。国分寺市の状況に応じ、国や都の基準を参考にしつつ、それを超える対応があつてよいと考える。

- 3 未だに手がついていない事業を、早急かつ着実に実現されたい。

計画したにもかかわらず、現在になっても未着手であるものや、廃止となった事業まであることは、大変遺憾なことである。一刻も早い実現に向けて最大限に尽力されたい。特に、「国分寺子ども白書」の刊行が実現していないことは重大な問題である。施策や事業の立案と実現にとって、国分寺市の子どもの育ちや子育ての実態を詳細に把握する取組が不可欠である。根拠を欠いた施策や事業は不合理であり、成果にも結びつかないと考えられる。市内で関連の活動しており、実態を熟知している民間団体と協働して、最優先で取り組むべき課題だと考える。

- 4 実践を重視して取り組まれたい。

事業のあり方が、啓発、周知、検討といった取組にとどまる傾向が見受けられる。現実問題に問題状況の改善に結びつくことが最も重要であることを考えれば、これでは明らかに不十分だと思われるため、実践的な取組となるように施策を推進されたい。

- 5 各施策分野において固有の「施策の取組の方向」に照らした目標設定や評価をされたい。

複数の施策分野に再掲される事業について、それぞれの施策分野に固有の「施策の取組

の方向」に照らした目標設定や評価を行っていないものが多くみられた。同じ事業であっても、別の当該施策分野においては別のことが期待されているため、それに照らした目標設定や評価を行うように努力されたい。

6 計画における目標と所管課評価を適切かつ具体的に記載されたい。

目標はこれから着手するものなので、「する。」が語尾となるが、評価は事後のものであり、「なった。であった。」等が語尾となる。しかし、いずれも前者の表現となっているものや、問われていることが記されていないもの、量的な評価も質的な評価も同じことが記されているもの、根拠が具体的でないもの等、不可解な記載が散見された。確かに評価しにくい事業、変化を把握しにくい事業もあるが、例えば、前年と比べてどれだけ増減したかを示すなど、相応の工夫は可能だと思われるため、積極的な改善を進められたい。

7 施策によってフォローされていない、もしくは見落とされてしまっている人々や子どもの存在を、常に意識した施策の評価と改善を進められたい。

全体として、制度を実際に利用しに来る子どもや母親などばかりが支援の対象化にされているように見える。制度に疎い人や、声を上げたくとも上げにくい人々もいる。潜在的なニーズを抱えた当事者へのアプローチや、制度、支援へのつなげ方について、より工夫されたい。

8 民間との協働による施策の実現を積極的に進められたい。

市内には、子どもの健やかな育ちを促し、幸せに寄与しようと尽力している個人や団体が多くある。これらの人や団体は子どもや関係者の実態にも詳しい。国分寺市子育て・子育ていきいき計画は国分寺市が作成したものだが、個々の施策や事業の実施においては、民間と積極的に協働することが、成果を導くために必須だと思われる。官民が「国分寺市内の子どもの幸せを増進する」という一点で一致し、力を合わせていくことが、施策分野 11 を一段と実体化することに繋がると考える。

国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会

会長 立 柳 聡

第8 施策評価

施策1

子どもの権利に対する理解を広め、深める

(1) 施策評価

子どもの権利の普及啓発は、子どもに関する施策を進める基礎となるものである。前年度と同様、未着手の事業が多いこと、質的な目標や実績が記されていないことなど、取組に積極性や深みが見いだせない点は、改善されたい。

① 子どもの権利の普及啓発の取組

子どもの権利のとらえ方が不明確であり、妥当性に対する疑問が払しょくできない。また、全体的に取組が検討されているにとどまり、実際の活動に結びついていないと思われる。職員や事業者への一方的な研修ではなく、市民会議等への出席など、対話的に研修を行う方法があるとよいのではないだろうか。

② 子どもの権利に関する相談及び救済の充実

量的評価・質的評価ともに子育て相談一般についての評価となっていることが多く、実際に子どもの権利にかかわる相談や救済の現状を把握することができず、評価すること自体が難しい状況にある。来年度以降、「子どもの権利」に関する評価の視点をもって記述されたい。

③ 子どもの居場所づくりの充実（★重点）

計画において重点施策であるこの分野の事業は「子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催」（通番7）1つしか無いにもかかわらず、「子どもの居場所づくり推進協議会」が設置されたことを理由に廃止されている。しかし、委員ではない市民が、自由に参加できるワークショップを開催することは、子どもの権利の普及啓発や職員の研修として位置づけることもできるものである。

1-①「子どもの権利の普及啓発の取組」で未達成の事業が多かったことを見ても、この事業の廃止を再検討すべきではないかと考える。

④ 子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実（★重点）

「親子ひろば事業の拡充」（通番 8）では、育児相談ができるだけでなく、同じ境遇・世代と知り合い、相談し合える関係づくりの場として定着していることは評価できる。今後は、現在は利用していない要支援者に手を伸ばす必要がある。これ以外の事業のうち、いじめについては啓発と発見、発見件数の低減に重点が置かれているように見受けられる。しかし、例え 1 件の事案であったとしても、つらい思いをしている子どもが相談できる、救済されるような相談や保護、解決に向けた仲裁等にさらなる工夫が求められよう。「要保護児童対策地域協議会の運営等連携事業」（通番 13）については、目標が開催回数に偏っていると思われる。特に個別ケース検討会議は重要であり、緊急性の高い事案や重度の事案については、目標値にかかわらず必要十分な検討ができる時間や回数を確保されたい。

⑤ 子どもの自立支援

この分野に含まれる「養育家庭普及事業」（通番 14）および「子ども家庭支援センター運営協議会の開催」（通番 15）は、目に見える複数の成果を踏まえての評価と今後の課題が把握されており、おおむね充実した活動が行われていると評価できる。しかし、「子どもの自立支援」という観点から見ると、全国的には学習支援、貧困対策などの多様な取組が発展しており、国分寺市との違いは明確である。今後、支援メニューの拡大に向け議論の活性化に努められたい。

⑥ 子ども自身の組織や活動の支援

障害や病気を負った子ども、外国人、様々な生活上の困難を抱えた子どもたちなど、種々の制約を受けて、思い通りに活動できない状況に置かれている子どもたちに配慮する工夫を盛り込む必要がある。評価の方法については、公民館以外の施設では、すべての年齢層の自主活動団体の利用が掲載されているため、「子ども自身の組織や活動の支援」という目線での評価を行うことが難しい。来年度以降子ども、中高生の利用者数を把握し、指標として利用されたい。

⑦ 子どもの発言・参画の機会の拡充

3事業中2事業が再掲であるが、「児童館における、ボランティア受け入れ事業」(通番23)は、ボランティアが体験学習の子どもなのか、大学生などの実習生なのかわかりにくいので、今後は区別した記述を期待したい。

また、1-⑥「子ども自身の組織や活動の支援」と同様に発言することや参画することが難しい立場に置かれている子どもたちにとっての「機会」という視野の拡大と工夫を期待する。

さらに、「子どもの発言・参画の機会」をどのように理解しているのかが明らかではない。本質に迫る工夫を期待したい。

⑧ 子どもの権利に基づく子育て支援の充実

「親子ひろば事業の拡充」(通番8再掲)が「子どもの考えを尊重する」「子どもを主体とした子育て」など、子どもの権利に基づく子育ての要点を押さえての事業展開を実現していることに好感が持てる。その一方で、固有事業である「子育て・子育て支援市民活動団体の支援」(通番25)では、市民活動全体への支援が記述されており、「子ども・子育て支援団体」に特化した記述がない。その他、「子ども野外事業」(通番24)も併せて、目標に掲げたことが実現したのかが判然としない記述や具体的な内容がわからない記述が多く、評価が難しいことから、今後、計画の進捗状況を把握しやすい記述を求めたい。

⑨ 国分寺子ども白書の刊行

この分野の事業は「「国分寺子ども白書」の刊行」(通番26)のみであるにも関わらず、子どもの居場所に関する調査の内容の検討のみしか行われておらず、取組が不十分であると言わざるを得ない。「子ども白書」は「子どもの居場所白書」ではない。子どもに関わる様々な機関や部署、施設、団体、個人の幅広い連携と協力がないと刊行に至ることは難しい。市民との協働事業として展開するなど実現に向けた方法の改善、工夫を強く要望したい。

(2) 中間評価

1-①「子どもの権利の普及啓発の取組」と1-③「子どもの居場所づくりの充実」、1-⑦「子どもの発言・参画の機会の拡充」は、ネットモラル、LGBTなど、新たな今日の問題や課題を取り上げる気運がみられ、期待したいが、その前提として、子どもの権利やそれを体現するとはどういうことか、「居場所」などの概念の明確化と関係者での共有が必須である。特に、1-③「子どもの居場所づくりの充実」は重点施策であり、この点、一段と考慮されよう。

1-②「子どもの権利に関する相談及び救済の充実」は、特に母子保健分野では、ニーズを抱えているとみられる当事者との接触をどのように充実させるかが大きな課題になっているとみられる。ただし、当該計画の中では、切れ目のない支援の実現に関するビジョンが必ずしも明確ではない。いじめに関する相談などは、学校や教育委員会との綿密な連携が求められるものも多い。平成31年度に向けて積極的な工夫を期待する。

1-④「子どものいじめ及び児童虐待の防止・予防対策の充実」も重点施策であるが、全般に、啓発や研修、発見に重きが置かれているように見える。前提として重要な取組ではあるが、相談や実効性のある救済のための取組につなげることが不可欠である。

1-⑤「子どもの自立支援」は、若者を含め、貧困問題とも絡んで全国的に重大な課題となっている。大切な施策分野であるが、二つの事業に集約されてしまっている。多くの自治体が、この分野で学習支援や子ども食堂などに積極的に取り組み、多様な支援メニューで対応しているのと、大きな違いが確認される。この点の抜本的な改善は、次期計画の策定に委ねざるを得ないが、現在の二つの事業を活用して、他の自治体でも試みられている先駆的な取組を展開できる可能性はないか、検討の余地はあろう。工夫を望みたい。

1-⑥「子ども自身の組織や活動の支援」は、障害があつたり、生活に余裕がなかったりなど、事情を抱えていて、自ら仲間と共に何かを試みるのが困難な

子どもたちへの配慮が一貫して乏しいと見られる。また、内容的には偏りがあるように思われる。成人年齢が変更される時代ともなった状況の下で、子どもが主体的に組織を運営したり、仲間との活動を通して獲得したりすることが期待される能力や経験なども変わってきていると思われる。子どもの主体性を尊重しつつ、先行世代として、気づきに誘う巧みな働きかけの工夫を加えることが求められている。

1-⑧「子どもの権利に基づく子育て支援の充実」にも、1-①、1-③、1-⑦と同様の課題が底流していると思われるが、個別の一貫した課題として、市民活動センターの充実が上げられよう。多くの子育て・子育て支援団体の活動を拡充していく上で期待は大きい。合わせて、1-⑨とも絡み、国分寺市の子育て・子育ての実態や問題とその背景を明らかにする協働に向けて、多くの関係団体をコーディネートすることを望みたい。

1-⑨「国分寺子ども白書の刊行」は、一貫して不実施となっている事業であり、極めて重大な問題である。国連子どもの権利委員会の各回総括所見においても、わが国において子どものデータがあまりに貧弱であることは指摘されており、それだけに市内の子どもの育ちの実態を、経年的に詳らかに把握する子ども白書の定期刊行の取組の重要さと、その早急な実現を毎年訴え続けてきた。展望が開かれないことは誠に遺憾である。喫緊の改善を求める。

(3) 提言

一貫して未実施のものもあり、遺憾であるが、前年度において未着手であったが実施された事業や、問題点が改善される事業が増えてきていると思われる。平成31年度目標の達成に向けて、一層尽力していただきたい。その上で、以下の課題を指摘したい。

1. 啓発，周知，検討といった取組に収斂する傾向が見受けられる。問題状況の改善に向けた実践こそが真に重要であることを考えれば、これでは明らかに不十分である。実践的な取組となるように施策を推進されたい。

2. 特に、子ども、母親といった当事者をめぐって、目の前に現れる人々ばかりが支援の対象化されているように見える。制度に疎い人や、声を上げたくとも上げにくい人々もいる。潜在しているニーズを抱えた当事者にどうアプローチするか、制度や支援につなげていくか、大いに工夫されたい。

3. 1-⑨に象徴されるように、大前提として、国分寺の子どもの育ちや子育ての実態を詳細に把握する取組があまりに希薄である。根拠を欠いた支援・改善の事業は、不合理であり、有効な成果に結びつくとは考えにくい。最優先で取り組むべき課題である。

施策 2

育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する

(1) 施策評価

施策 2 では、2-①「早期発見と一貫した支援の充実」が重点施策であり、子ども家庭支援センターや親子ひろばでの相談事業、乳幼児健康診査、健康診断後のフォローや巡回相談、地域での子育て支援関係団体への支援などの充実、こどもの発達センターつくしんぼの充実がある。また、日常生活への支援をどう充実させていくのか、また、障害のある子どもたちのいる家庭への経済的負担を軽減するために適切な支援が計画的に行われているのかといった視点から評価した。

① 早期発見と一貫した支援の充実（★重点）

「親子ひろば事業の拡充」（通番 8 再掲）では、父親の参加が増えていることは評価できるが、妊娠期の利用者数が少ないことは課題である。このことは、所管課も認識しているものの、明確な改善策が明示されないまま、次年度はさらに多い利用者数の目標を設定しているため、具体的改善策を明らかにし実施されたい。なお、3、4 か月検診において、事業の広報ができたことにより、利用者が増えたことは評価できる。

「こどもの発達センターつくしんぼ法内制度移行に伴う相談支援事業」（通番 28）では、平成 31 年度目標は達成しているものの、相談支援が追い付いていな

い様子があり、「施策の取組の方向」の名称のとおり、2-①「早期発見と一貫した支援の充実」重点施策達成に向けて、さらなる支援の拡充体制整備が必要である。今後も障害福祉課と連携をとりながら途切れのない支援をしていくことが重要である。

「親子遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室」(通番 29)では、子どもの発達に心配のある人は、不安を抱えているが、定員に達しているからと利用できない人がいることは看過しがたい。利用希望された人全員の受け入れが可能になるよう体制強化を図りたい。

「心理経過観察事業」(通番 32)、「心理相談ケース連絡会」(通番 33)では、適正回数は評価しにくい箇所ではあるが、育児不安を抱え、市からのアプローチが必要な親は存在するため、質、量ともに適正なのかどうかを検証する必要がある。

「乳幼児育成事業」(通番 34)では、利用者が目的をもって相談を受けていることは、親への重要な支援になっていると考えられるが、まだ、相談に行けず不安を抱えている親もいることが推測(記載数値から判断できず)されるため、なお一層の支援を期待する。

② 日常生活への支援の充実

「学童保育所中学生障害児保育」(通番 37)では、入所希望のあった学童が全て入所できるという点は、親の安心度は高く評価できるが、現在の学童の狭隘状況は深刻である。早急に解決すべき問題である。

「学童保育所の障害児の受け入れ拡充」(通番 38)では、希望者全員の受け入れは親の安心度も高い。しかしながら、狭隘状況は危険を伴い、このような状況下での保育には課題が残る。

「特別支援学級児童生徒スクールバス運行」(通番 39)では、希望者全員がバスに乗車できていることは評価できる。

「障害児保育事業」(通番 48)では、全園受け入れを目標にしているが、目標達成に至っていないということで、達成に向けた具体的改善策の構築が必要であ

ると考える。また、3課が関係する事業であるため、綿密な連携を期待する。

③ 障害のある子どもがいる家庭への経済的負担の軽減

ここでは、ほとんどの事業について量的目標値が設定されていない。支援が必要な人が申し出るのを待っているだけでなく、支援が必要とされる市民実態をできるだけ正確に把握することに努めながら支援が行き届くよう各事業に取り組みたい。

(2) 中間評価

① 早期発見と一貫した支援の充実

子どもに心配や不安を抱えている親が、さまざまな支援を必要としているが、それぞれ、定員等物理的制限のために利用できない現実があり、改善が進んでいない状況にある。利用希望された親全員の受け入れが可能な体制構築を努められたい。また、申込者が多く見込まれる現状を鑑みると、今後のさらなる事業拡充を望むところである。また、親の不安に向き合うためには、所管課である健康推進課は、子ども家庭支援センターとより綿密な連携の必要性を認識し、なお一層の具体的な取組を進め、支援に努められたい。

② 日常生活への支援の充実

学童保育所中学生障害児保育について、現在の学童保育所の狭隘状況はすでに深刻な問題であり、市内支援学級の人数も増加傾向にあることから、今後ますます環境の悪化が予測される。早急に対応し、状況の改善を図られたい。中学生においては、学童保育所の支援だけではなく、放課後デイサービス等の多様なサービスのさらなる提供と、その質に市が関心を持つことが必要とされる。

③ 障害のある子どもがいる家庭への経済的負担の軽減

経済的負担の軽減をするための施策だが、申請者、受給者に対して「待ちの姿勢」が見受けられる。支援が必要な人を待っているのではなく、必要な人に必要な支援が受けられるよう、施策の意図を踏まえ積極的に事業へ取り組みたい。

(3) 提言

親子ひろば事業，つくしんぼ事業，発達相談事業など，発達に伴う早期発見と支援の充実に関しては，事業主体の課は違えども，早期の支援の充実に向けて，一人ひとりにアプローチするに当って，他課との連携が必要不可欠である。一早い支援が必要であり，今後，関係課とより円滑な連携を図られたい。「補装具給付事務事業」（通番 41）から「重度心身障害者（児）巡回入浴サービス」（通番 47）については，事業の対象者が，子どもだけでなく，成人も含めた施策になっているため，量的，質的目標ともに，子育て・子育ちの事業対象になっている数値ではないことが，協議会において評価を難しくしている。この趣旨を踏まえ，今後は，量的，質的ともに，目標のあり方について見直す必要があると考える。

「障害児保育事業」（通番 48）では，取組目標で，待機児童解消，全園受入れとあるが，実際の障害児の待機児童数が不明なため，評価が出来ない箇所が多く見受けられる。目標に合わせた量的，質的実績により所管課評価をされたい。

「心身障害者医療費助成事務事業」（通番 55）では，目標数値の設定が困難とあるが，次に繋がる評価，改善を図るためにも，母数に対する実績数を割合（パーセント）で示すことなども含め，目標設定のあり方について，再度検討されたい。

施策 3

子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす

(1) 施策評価

本施策は 3-①「児童館の充実」，3-②「子どもの遊び場・公園等の整備」，3-③「公共施設等の中高生の利用機会の拡大」を重点施策に掲げている。全ての子どもたちの立場から居場所となる施設となっているか，また，居場所となり得る施設が利用拡大に向けてどのような取組をどれだけ実施しているかといった視点をもちながら評価した。

① 児童館の充実（★重点）

重点施策として位置付けているにも関わらず，「児童館の整備計画」（通番 61）

が未実施であるのは看過しがたい。その他にも「児童館の開館日の見直し」（通番 64）など、速やかに事業を実施することを期待する。「児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業」（通番 62）では、企画数については評価に値するが、どのような形で各年齢のニーズに対応した企画が実施されたのか、内容が不明確であるため評価することが難しい。また、事業へ参加していない児童、障害児へのニーズに対応した企画内容を検討していく必要がある。「地域の子どもの居場所づくり」（通番 63）では、「空き店舗や空き家の活用」と記されているが、進展がないようだ。物件の照会件数を明記するなど、取組や進捗状況をわかりやすくすると同時に、「子どもの居場所づくり推進会議の設置」（通番 75）の議論と合わせ、今後の取組に期待したい。

「児童館の開館日の見直し」（通番 64）は、事業の実施方法等について再考を要する問題ではないかと考える。なお、休日に児童館以外での行事が実施されていると確認した。実績として記載するに値するものではないかと考える。「児童館運営委員会の設置」（通番 65）では、地域の関係者や利用者から意見を聴取するとあるが、子どもからの意見や考えは、見過ごされがちであるため、委員会の設置、意見の集約方法等には十分に工夫を図られたい。

② 子どもの遊び場・公園等の整備（★重点）

「子ども野外事業」（通番 24 再掲）では、「青空ひろば」として午前中のひろばが、9か所になり、市内の各地に遊びの場を拡げる事ができたことは、評価できる。今後も実施に適切な公園に拡げていく事が市民のニーズに応えるものと考えられる。「プレイステーション事業」（通番 66）では、火の使用の制限等によっていきいきと遊べる空間になっているのか疑問である。基地遊びの禁止、大型遊具の撤去、火の使用の制限など、年々、冒険遊びとは乖離してきている。結果、ルールが多くなる中、ルールの範囲内で子どもたちが十分な遊びを展開できるようになるには、プレイリーダーの役割が重要となる。利用者拡充に繋げるため、活発な活動を期待する。「公園緑地の整備」（通番 68）、「小・中学校の校庭、体育館を

スポーツ開放」(通番 69)は評価できる。「青少年地域リーダー養成講習会」(通番 70)への参加者が目標数値を大きく下回っている。より多くの受講者の参加となるよう工夫されたい。

③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大(★重点)

「公民館、地域センター等を活用した「居場所」づくり事業」(通番 74)によって、フリースペースやジュニアサロン等が設置されたことは大いに評価するが、今後変わりゆく、中高生の立場から見た利用のしやすさの工夫や、新たなニーズに合わせた事業の実施について検討されたい。また、「公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり」(通番 73)においては、中高生の利用も視野に入れた事業の設定を検討されたい。

④ 子どもの居場所づくり推進会議の設置

実際に会議が設置され、会議が進んでいることは評価に値する。

(2) 中間評価

「児童館の整備計画」(通番 61)は、公共施設整備計画など、市の大型整備計画に組み込まれることで、老朽化による整備の必要性、その緊急度が希釈されてしまっていることが懸念される。児童館は、障害等の有無に関わらず、全ての子どもの居場所として、より有効な活用が期待される場である。「児童館の整備計画」(通番 61)が未実施であるために、老朽化や狭隘状況が悪化し、子どもたちの利用が制限されているとなれば看過しがたい。問題解消、より有効な環境構築に向けて早急に計画を整備し、実施されたい。

本計画における施策の分野 3, 3-①「児童館の充実(★重点)」において、「障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもの居場所としてより活用が図れるよう、職員の意識を更に高め、資質の向上を目指す」としているにも関わらず、例えば、「児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業」(通番 62)の事業概要では、「各年齢、ニーズに対応した企画を実施」とあるばかりで、障害のある児童への対応について、企画内容や運営のあり方の見直しをした形跡もなく、5か年の目

標の観点からは、適切に評価することが困難である。また、「児童館の開館日の見直し」（通番 64）は、かねてから長年の課題として挙がっている事業だが、依然として進捗が見えない。今後どう進めるのか問われており、このままにしておく問題ではないはずである。「児童館運営委員会の設置」（通番 65）は、全館事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げるということではあるが、評価の内容は、各館年 2 回利用者の意見を聞く場を設定しているということにより評価が行われている。これは想定された事業内容とは全く違う内容であり乖離がある。事業内容、評価は、それぞれ違う事業として行うべきである。また、児童館運営の委員会の設置を行うという観点があるのならば、今後、児童館がどうあるべきなのかも含めて、広く市民等と話し合う必要性を感じる。「プレイステーション事業」（通番 66）の満足度は高いことは、大いに評価する。3-③「公共施設等の中高生の利用機関の拡充」では中高生が自力で何かをやることを支援しようとする意義を踏まえ事業を推進されたい。

(3) 提言

3-①児童館施設については、子どもの意見を取り入れられる形で整備される必要がある。そのためにも「児童館運営委員会の設置」（通番 65）を早期に行い、児童館全体の企画内容や運営のあり方の見直し、中高生にも、障害のある子どもにも利用しやすい工夫を常日頃図られたい。「障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもの居場所としてより活用が図れるよう」に、児童館では特に障害のある子どもの受入態勢を整えるための新たな事業枠組を次期計画に盛り込むことを提言する。

3-②「プレイステーション事業」（通番 66）について、その事業の意義を、広く市民理解を形成していく必要がある。近年、近隣からの苦情による内容制限と、それに対する利用者の不満等、所管課と委託事業者だけで解決不能状態に陥っている。今後の運営については、運営委員会方式をとり、所管課、委託事業者、近隣住民、利用者、知見者などで「子どもの居場所」として相応しい運営を進めて

いけるよう体制を構築することを提言する。

3-③スポーツ施設について、子どもたちの育ちや居場所としての議論に所管課が積極的に参加できる体制をつくること、また児童館の狭隘状態を考え子どもが利用しやすいよう無料利用の機会を増やすことなどを提案する。

施策 4

健康に過ごすことができるまちをつくる

(1) 施策評価

本施策の取組の方向は、4施策が掲げられている。4-①「子どもと親の健康の確保（★重点）」、4-②「食育の推進」、4-③「思春期の保健対策の充実」、4-④「小児医療の充実」となっている。子と親の健康確保に関する施策である。

4-①「子どもと親の健康の確保（★重点）」は、親子の健康確保に関する施策となっており、そのキーワードとして、「疾病の早期発見」、「親子の健康維持支援」、「健康教育」や「相談事業において育児不安の軽減」、「親子ひろば事業の充実」、「子育て相談地域支援ネットワークの立ち上げ」、「(任意の予防接種の一部について) 予防接種費用の負担助成」、「地域保健活動と学校保健の連携・充実」、「乳幼児の健康状況の適切な把握と相談体制」が挙げられている。また、4-②は、「健康増進計画（のうちの食育推進計画）」に基づき、「食に関する情報提供や学習機会の充実」が挙げられている。4-③は、「思春期の保健対策の充実」として、生命の誕生と性、性感染症などに関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発が挙げられており、学校教育の場での実施、関係機関の連携のなかで実施する方法について言及されている。

① 子どもと親の健康の確保（★重点）

「健康に関する各種相談事業」（通番 76）の実績は堅調である。ただ、取組目標は「受理率や訪問率を 100%」としているが、実績では実施「件数」の提示であり、目標に対してどの程度達成できたかが明らかでない。実績の提示方法を修正されたい。

「乳幼児・妊産婦健康診査 乳幼児・妊婦歯科健診」(通番 77)において、9割以上の受診率が維持されているのは評価できる。ただし、最終的に会っていない乳児や親がいるのかどうか、この実績や所管課評価からは明らかではない。未受診の乳幼児や妊産婦のフォローアップが重要であり、そのことについても実績や所管課評価として公表されたい。

「予防接種」(通番 79)について、接種内容ごとに市内の該当者数と接種者数の割合の提示があるとわかりやすい。「実績」に掲げられた人数(25,823人)は、接種者の実数なのか、複数の種類の予防接種の延べ人数なのかが不明である。

「低出生体重児の届出・未熟児訪問」(通番 80)について、目標の全件訪問を目標とするのは継続して実施されたい。出生時の子どもの状況によって、フォローの手厚さや頻度、医療機関との連携、対応フローも異なっているはずである。このことについて、実施概要の提示や公表があるとより市民にとって安心に繋がると考えられる。

② 食育の推進

「健康に関する各種相談事業」(通番 76 再掲)について、食育の観点から再掲されているが、事業内容や目標、実績評価からも食育のことが書かれていないため、適切な評価は難しい。再掲の場合は、その項目の視点での所管課評価が必要である。

「各種栄養関連事業(離乳食講習会・両親学級・食育講座など)」(通番 82)では、各講習・講座の取組は評価できる。実施回数と参加延べ人数により所管課評価がなされているが、これだけでは全体の回数が充分なのか、その内容の質的な評価は難しい。「参加者が自信を持てるように」との記述があるが、その実際的な評価は難しい。参加ができない親に対して、必要な情報が提供できるような取組についても加えて推進されたい。

③ 思春期の保健対策の充実

「中高生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業」(通番

85) について、児童館内の宿泊イベントで「互いの性を理解し尊重する態度」が生まれるか、率直に疑問が生ずる。互いの性の理解や尊重はどのようなことなのか、具体的に明確化されたい。そもそも、児童館で勤務する職員や指定管理者(法人)に、この事業についての明確な目的等が伝わっているかどうか、各児童館同士の情報連携や確認がされているかについても確認されたい。担当する児童館職員(児童厚生員)によってもイベントやその場の雰囲気が変わってくるのではないかと。量的評価の時期や回数についても再検討されたい。質的実績評価について、評価基準が曖昧である(「自然な形で、意識していた」など)。量的実績評価は、目標(10回開催)と実績評価(「参加しやすい時期に行事設定する」)の内容がずれている。その上、次年度の目標にも同様の文言の記載があるため、適切に改善をされたい。

「性の尊重やリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及」(通番86)は、「男女平等推進センター」主催による年2回の講座であった。受講者の評価は良いので内容はよかったものと思われる。ただし、1シリーズの講座で、何人参加したのか不明である。また、中学校および高校との教育的な内容の連携についてもこの項目で触れられる必要があるのではないかと考えられる。

「教育相談の充実」(通番87)については、実績件数の多さなどからもスクールカウンセラーへの期待が高まっていることが伝わってくる。継続して事業の充実を図られることを期待する。相談者の小中学校別等、相談の有り様が分かるデータの提示も求めたい。また、あわせて実践されているスクールソーシャルワーカーの実践・活動について触れられていないため、追加的に記述を求めたい。

④ 小児医療の充実

「小児救急医療」(通番90)について、国分寺市は、隣の府中市に都立多摩小児総合医療センターが立地しているなど、大変恵まれている。そもそも子育てをしている親が、初動でどのように動けば良いかということのサポート(相談対応、ホームページやガイドブック等の作成・情報提供、啓発等)も念頭においた

事業実施をする必要があると考える。また、「休日診療」についても、その受診数等の推移の経年変化が不明である。体制や広報の方法についても改善に向けた工夫、検討を継続的に実施されたい。

(2) 中間評価

施策の分野4に掲げられている18事業（再掲含む）のうち、3年間で自己評価結果ランクが下がった事業はなかった。ただし、4-④「小児医療の充実」のうち、2事業（「休日診療事務事業」（通番88）、「小児救急医療」（通番90））については、この3年間はCからEの評価にとどまっている。国分寺市の立地が、近隣に高度医療機関が存在している良い条件であることも影響していると思われる。

「改善」の方向性を、市民の立場に立ち一歩踏み込んで検討する必要がある。市民および専門職（医師会等）からの意見を聴きながら改善を進められたい。

(3) 提言

全体に言えることであるが、目標設定された回数 of 事業・イベント・相談等を実施することで、量的評価（実績評価）がされている。そのこと自体は問題ないが、その事業・イベント・相談にたどり着けなかった市民に対してどのように対応し、支援しているのかということがより重要である。これらのことについては、所管課評価（質的評価）に記述されていない。ある程度成果を記載することで、市民の子育ての安心へ繋がると考える。

4-③「思春期の保健対策の充実」について、2点言及しておきたい。一点目としては、LGBTなどセクシュアルマイノリティ、多様な性についての問題である。平成27年に文部科学省課長通知（「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」）が出されて学校やサポートチームを中心とした個別対応を行うことが求められている。また、平成29年には「いじめ防止対策推進法」の基本方針においても言及されている。国分寺市においても、市行政、教育委員会・学校、関係機関（医療、福祉）、市民（子どもを含む）が協働による対応が求められている。特に、当事者である子どもへの丁寧な支援が必要である。

二点目としては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）を含む性教育についての問題である。子どもの発達段階に応じた性教育のあり方と内容、子育てをしている親への支援、関係団体の連携について、より踏み込んだ施策が必要と考える。また、いずれの施策についても小中学校・高校等での教育との連携について触れられる必要があると考える。今後の目標設定や計画策定に当たっては、この視点を踏まえ進められたい。

施策 5

仕事と生活との調和を実現する

(1) 施策評価

本施策「仕事と生活との調和を実現する」の分野において、5-①「子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し」と5-②「仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援」が重点施策となっている。働きながら子育てをする環境下において、子育て施策のサービス提供が受容者にとっていかに身近に体験できるか、享受しやすいかの視点で評価を実施した。

① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し（★重点）

「父親参加型育児の啓発事業」（通番 91）の質的評価において、「父親の参加可能な事業が展開された」との記載だが、実施内容にはつくしんぼ事業の「入学式」や「親子遠足」「卒園式」など、市が介入しなくとも両親が参加しやすいイベントがカウントされているように見える。よって、「父親参加型育児の啓発事業」では、日常の生活の中で相談支援や専門相談などをより利用しやすくなるように、両親共々が参加しやすい事業設計を組み立て、取り組む内容におくべきではないかと考える。「両親学級、プレママプレパパセミナー」（通番 94）においては、妊娠後最初に市が提供しているサービスに接触する機会だと思われるので、重要な接点だと考える。このセミナーを通じて、出産後に利用できる子育て支援サービスの紹介なども合わせて実施するなど市民がサービスをより利用しやすく享受できるよう工夫されたい。「児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施」

(通番 95)において、量的には明らかに目標を上回っており、肯定的に評価し得る。児童館まつりや遠足のような特別な事業を行わなくとも、日常的に家族・父親などが利用できる環境に、更なる拡大を期待したい。「子育てへの男女共同参画に関する啓発」(通番 96)において、31 年度目標の目指すべきところは、「仕事と家庭との調和の意識作りがなされ、定期的に講座が開催されている状態」とあるが、それに対しての目標設定が講座 1 回の開催との内容になっており、あまりにも建設的でない設定となっている。目標に対する評価であるので量的にはそれを上回れば良い評価となるのであるが、そもそもの設定に問題があると思われる。本事業は、施策分野全体を通して重要だと思われるので積極的な工夫に取り組みたい。

② 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援 (★重点)

「ファミリー・サポート・センター事業」(通番 97)の質的評価において、「利用者は限定的であり、現状援助は充足されているため」と記載があるが、何をもって充足されていると定義しているのかが判断できない。援助会員の数が伸び悩んでいる現状だと、今後の事業拡大は困難になると思われるため、援助会員を増やす新たな仕組みの構築が必要と考える。については、事業委託先の国分寺市社会福祉協議会へより強力なバックアップを実施されたい。

(2) 中間評価

「父親参加型育児の啓発事業」(通番 91)に関しては、平成 28 年度、29 年度と参加者の総数は増えているので評価できる。引き続き事業内容の検討は継続しつつ、父親が育児に参加しやすい施策の展開を期待する。「両親学級、プレママプレパパセミナー」(通番 94)に関して、平成 28 年度質的評価に「平成 29 年度から妊婦の全数面接を開始するため、事業者同士の連携を図っていく」とあるが、平成 29 年度評価には、その内容については触れていない。妊婦の全数面接実施の進捗報告を引き続きお願いしたい。「児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施」(通番 95)については、平成 29 年度は実施回数が 39 回と前年度比、目標比と

共に大幅に達成しており評価に値する。平日児童館を利用できない家族などに対して、イベント展開はもとより、日常的に家族・父親などが利用できる環境になるべく、更なる拡大を期待したい。「ファミリー・サポート・センター事業」（通番 97）に関しては、援助会員の登録数が平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、かなり減少している。平成 28 年度にその原因について触れていないので、原因をもとに対策を図られたい。合わせて、援助会員の平成 28 年度から平成 29 年度の新規登録人数が、4 人程に留まっており、援助会員の養成設計を直ちに見直す必要があると考える。「雇用における男女平等に関する講座等の開催」（通番 92）や「子育てへの男女共同参画に関する啓発」（通番 96）に関しては、平成 31 年度の目標設定自体に課題が見受けられる。解決すべき事業内容の重要性に比べて、量的目標が安易的過ぎると思われるため、中間評価としては割愛させて頂く。

(3) 提言

5-①「子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し」施策の全体を通して、各施策がそれぞれ独立して展開されているように見受けられるので、利用者の利用する順番、時系列を意識し、それぞれの施策へ流し込む施策展開の設計を提案する。例えば、妊娠が判明したら、まずは母子手帳を受け取り、「両親学級、プレママプレパパセミナー」（通番 94）の両親学級へ足を運び、プレママセミナーへ参加しその後出産を向かえる。「子育てへの男女共同参画に関する啓発」（通番 96）の父親参加型の講座に申し込み、「父親参加型育児の啓発事業」（通番 91）の事業展開の通り父親が各事業へ参加可能な状態になり、「児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施」（通番 95）のサービス提供を受けて日常生活において児童館などを利用して子育てに参画していくという流れが想像し得る。従って、それぞれの施策に参加した参加者に、後続のタイミングで享受できるサービスの紹介をすることや、市のホームページに、妊娠から出産、そして子育て・子育ての順番でイベントが起こるタイミングとそれに合わせて利用できる施策・サービスを時系列に並べた施策マップを掲載するなど、単体の施策だけではなく市が提

供する施策全体を体験することによって、初めて利用者がサービス全体の恩恵を享受できるのではないかと考える。

5-②「仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援」に関しては、ファミリー・サポート・センター事業のみである。援助会員になるための条件として講習が開催されているが、援助会員を増やす試みとして、その講習回数のパターンを増やすことを提案する。例えば、保育士資格を保有しており保育サービス従事者の経験が一定以上ある人であれば、援助会員になるための必要な講習が免除される等、各人が持っている資格と経験を生かした講習内容を考慮した設計にすることにより、援助会員になるまでのハードルを下げるなど、登録者数を伸ばすために積極的な工夫を図りたい。

なお、ファミリー・サポート・センター事業は、国分寺市社会福祉協議会へ業務の委託を行っているが、事業実施に向けて積極的な連携強化を図りたい。

施策 6

親や家族も支援する

(1) 施策評価

本施策の分野は「親や家族も支援する」で、6-①「地域における子育て支援サービスの充実（★重点）」と6-②「保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充（★重点）」が重点施策となっている。子育ての情報の発信や、子育て施策の環境整備がどのように進捗しているかを視点に評価を実施した。

① 地域における子育て支援サービスの充実（★重点）

「子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ」の作成と普及」（通番99）について、実績評価は、質的評価がd評価で自己評価結果がCとなっている。評価の理由として、掲載内容等の誤りが多く再発行する必要があるためとしているが、他の事業の自己評価が概ね順調に進展しており目立っている。「親子ひろば事業の拡充」（通番8再掲）については、開催日数や時間の拡充のほか、巡回による地域ネットワークの形が評価できる。

② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充（★重点）

「保育所定員数の適正化」（通番 109）、「認証保育所事業」（通番 110）、「待機児童解消のため認可保育所の増設」（通番 112）の事業の取組によって、既存保育所の定員変更、認証・認可保育所の新設によって受け入れ児童数が拡充していることは一定の評価ができる。しかし、待機児 0 には至っておらず、引き続き様々な手法によって待機児解消に取り組まれない。

③ 保育の質の向上への取組

保育関係の施策について、「質の高い保育」という表現がよく使われている。どのような保育か分からないが、評価としては質の高い保育を実現したとなっている。質の高さについて具体的な記載がなければ客観的な評価は困難である。

「基幹型保育所と外部機関等との相互連携推進事業」（通番 117）、「基幹型保育所によるその他の事業」（通番 118）において、外部の関係機関との交流・連携について、親の認知度がどのくらいあるのか、また有効性についても検証されたい。

④ 多様な保育サービスの展開

「多様な保育サービスの展開」については、様々な保育サービスがある中、「産休明け保育事業」（通番 121）「障害児保育事業」（通番 48 再掲）の量的評価が c であり量的な不足は残念なところである。量的拡充に向けて積極的な改善を図りたい。

⑤ 学童保育所の充実

学童保育所の全入、「学童保育所中学生障害児保育」（通番 37 再掲）については評価できる。「学童保育事業」（通番 127）については、民設民営学童保育所を整備したことで、入所定員は増えたが、狭隘状況が解消されていないことは課題である。民設民営学童保育所による三季休業中の昼食配食や延長 20 時まで実施する等、民間のノウハウを活用したサービス拡大が図られている。「小学校高学年の放課後の居場所づくり」（通番 131）については、学童保育所の狭隘状況に

より、高学年を受け入れる体制は整っておらず、期待できない状況である。まずは、狭隘状況の解消が優先的な課題としてあるが、小学校高学年の放課後の居場所を確保する視点をしっかり見据えた上での事業展開を期待する。

(2) 中間評価

「地域における子育て支援サービスの充実」におけるサービス提供については、子ども家庭支援センターの地域組織化事業と位置付けて充実を図ることを推進していくべきであるが、市内の子育て支援活動者が集う国分寺子ども・子育て支援円卓会議の運営を国分寺子育て支援事業者連絡会と協定を締結して開催することや、子育て応援パートナー業務を開始するなど、地域組織化を意識した取組が評価できる。「保育所等への受入れ児童数の計画的拡充」については、待機児童を0にすることを目標に整備を進めてきているが、女性の社会進出が進んでいるなどの理由による保育の高まりにより待機児童は解消されておらず、子ども子育て支援事業計画の見直しを行っている。「保育の質の向上への取り組み」については、前回の報告書において、心理相談員のための派遣のみならず大学等の学術機関や研究者との連携を提言されているが、それについての取組は記されていない。利用者アンケートにおいて、好評な結果よりもそうでない結果について、改善を図るため、実施施設と事務局が面談し安心安全な保育を提供することを確認している。引き続き基幹型保育所の機能の充実に期待したい。「多様な保育サービスの展開」については、様々な保育サービスがある中、「産休明け保育」（通番 121）、「障害児保育事業」（通番 48 再掲）の量的評価がcである。対象者が少ないながらも、共働き保護者にとって大切な施策であり、更なる推進を図るべきである。「学童保育所の充実」については、民設民営学童保育所新設により受入れ体制を拡充できているが、以前として狭隘状況が継続している。

(3) 提言

「地域における子育て支援サービスの充実」については、子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ」の次回以降の掲載内容について、利用者に分かりやすく、

より良い子育てガイドの提供をお願いしたい。公民館課の事業に対して、前回の提言で「公民館の取り組みを全庁的に学びあう機会を設けることが他の施策を充実させていくために有効と思われる。」とあったが、今回の評価では「学びあう機会」について触れていないのは残念である。引き続き「学びの機会」の検討をお願いする。「保育所等への受入れ児童数の計画的拡充」については、待機児童0人にはなっていない。様々な手法を活用して、今後も待機児解消に努めるとともに、保護者の利便性の高い地域に保育所の整備を期待する。「保育の質の向上への取り組み」については、保育所民営化の際、保育の質が担保できる理由が基幹型保育所システムであることから、システムのさらなる充実を求めるとともに保護者の安心のために更なる周知を期待する。「多様な保育サービスの展開」については、保育ニーズを把握し、更なる推進を期待する。「学童保育所の充実」については、以前として狭隘状況が継続している。狭隘状況の解消は必須であるが、保育の質そのものの向上も必要不可欠である。前回の報告書にて、質の向上のために、放課後児童支援員の資格取得推進を進めていくべきであると提言しているが、それについても継続して検討し、居心地の良い子どもの居場所が確保できるように努められたい。

施策 7

確かな学力と豊かな心を育む

(1) 施策評価

生徒・児童たちに「確かな学力と豊かな心を育む」ために施策7では6つの取組の方向性が示されているが、7-①「体験学習の実施」を除く5つの取組ではそれを実現するための事業がそれぞれ1事業しかなく進捗の状況や評価について偏りがみられ、それらの対策が今後の課題となる。

① 体験学習の実施

体験学習については、全11事業、小学生から中学生向けまで、内容も自然に触れる機会、野外での遊びを体験する機会、芸術や伝統芸能に触れる機会、社会

体験など多岐にわたり様々な機会を提供している。事業に対する所管課の自己評価についても A 評価が 5 事業、B 評価が 5 事業、C 評価が 1 事業（雨天のため事業が未実施となってしまったため。通番 140）となっており概ね順調に事業が行われていると判断できる。また、昨年度指摘した参加人数の減少についても一部の事業「ジュニアサマー野外活動交流会」（通番 140）においては改善が見られる事も評価に値する。

② 環境学習の充実

施策の方向性では、「子どもたちが地球規模で環境問題を考え、身近なレベルで実践できる取組などを学ぶ機会を創出するため、学校及び地域社会で環境学習を進めます。」とあるが、「児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習」（通番 141）だけであり、参加する児童も限られており、量的評価については疑問が残る。

③ 中高生が乳幼児とふれあう機会の確保

施策の方向性では「中高生が、子どもを産み育てる事の意義を理解し、子どもや家族の大切さを理解できるようにする」とあり、親子ひろば事業における「中高生と乳幼児のふれあい事業」（通番 142）を行っている。貴重な機会を提供していることは評価できるが利用者数 12 名は絶対数が不足していると考える。

④ 不登校児童・生徒への施策の充実（★重点）

「不登校児童・生徒への支援」（通番 143）として適応指導教室（トライルーム）が設置されている。所管課の報告では平成 29 年度現在不登校児童・生徒の数は中学生 82 名、小学生 22 名（いずれも昨年度より 4 名増）となっている。平成 29 年度は前年度に比べて利用者の割合は増えており、昨年度から実施をしている中学生の親を対象とした電話相談などの取組が一定の成果をあげているものと思われ評価に値する。

⑤ 地域に開かれた学校運営の推進

「コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進」（通番 144）について

は、所管課の評価では、指定されている学校が運営を行っている事で量的評価 b, 質的評価 b となっているがこれには疑問を感じざるを得ない。所管課においては評価基準に照らし合せて適正な自己評価を実施されたい。また、所管課の事業の進捗に対する取組については一切触れられておらず、確認することは出来なかった。

⑥ 特別支援教育の充実（★重点）

市では、通常の学級に在籍する児童・生徒が教科指導の充実を図るために、所属する学級を一時離れて個別の学習指導を受ける特別支援教室（平成 30 年度より「サポート教室」に名称変更）を設置している。平成 29 年度では新たに第五中学校に設置され量的評価においては進捗が伺える。また質的な評価については、「名称変更」が主な記述となっているがこれは本来の質的な評価の対象ではないと考える。

(2) 中間評価

7-①「体験学習の実施」について、概ね順調に推移しており評価に値する。各所管課において継続的な取組を期待する。

7-②「環境学習の充実」、7-③「中高生が乳幼児とふれあう機会の確保」については、ある程度目的にそった事業を遂行していると判断できるが、参加人数が対象となっている児童・生徒に対して少数である。

7-④「不登校児童・生徒への施策の充実」については、新たな取組により適応指導教室への参加も増えており評価に値する。しかしながら不登校児童・生徒に比べて参加者数は、決して多くなく、今後はより多くの児童・生徒が教室へ参加し、学校へ復帰できるように継続的に取り組まれない。

7-⑤「地域に開かれた学校運営の推進」については、平成 28 年度、平成 29 年度において新たに指定された学校は無い。また「地域に開かれた学校運営の推進」のための取組も確認できず事業が停滞している。

7-⑥「特別支援教育の充実」については、国分寺市特別支援教育基本計画（平

成 29 年度より第 3 次に移行) に基づき計画的に設置校が増えており, 量的目標の達成に向けて順調に推移している。次年度以降は既に設置されている学校の運営状況を把握し適正に運営が出来るように支援, 指導をして頂き 31 年度質的目標の実現に向けて取組を期待したい。

(3) 提言

7-①「体験学習の実施」については, 子どもたちに対して多くの機会を与えていると評価できる。その上で今後の更なる充実を図るために以下の 2 点を提言する。

1 点目としては, 事業の中には, 長年に渡って継続的に実施しているものも多と思われるが, 同じ内容で毎年実施している事業も見受けられる。施策の趣旨を踏まえ, 内容の見直し, 改善すべき事業を見極め, 順次進められたい。

2 点目は, 量的な評価について事業の実施回数や参加団体数を目標値として設置している事業があるが, よりの確に事業評価を行うために参加人数を含めて量的評価を実施されたい。(「自然や生き物との触れあいを通し, 自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討」(通番 132), 「芸術鑑賞教室事業」(通番 135), 「伝統文化こども教室」(通番 137), 「公民館青少年体験事業」(通番 138), 「夏休み学校キャンプ」(通番 139))

7-②「環境学習の充実」については現状の取組だけでは, 「子どもたちが地球規模で環境問題を考え, 身近な生活レベルで実践できる取組などを学ぶ機会を創出する」ことは困難であると考え。新たな事業, 取組, 学校との協力などを検討されたい。

7-③「中高生が乳幼児とふれあう機会の確保」についても現状の事業だけでは, 参加人数が限られている。より多くの中高生が参加できる取組を検討されたい。

7-④「不登校児童・生徒への施策の充実」については, 適応指導教室へ通室する児童・生徒は増えているものの不登校児童・生徒の数に比べると少数である。

「教育相談の充実」(通番 87) やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、学校や親など関係者との連携をより密にし、施策の方向性でも示されているように不登校児童・生徒への一人ひとりに適切な支援を図られたい。必ずしも学校に復帰することを最優先にするのではなく多様な対応が用意されるよう関係者の努力に期待したい。

7-⑤「地域に開かれた学校運営の推進」について本来所管課として行わなければならないのは、施策の方向性にもあるように開かれた学校運営を推進するために小中学校に設置されている学校運営協議会の充実を図ることであり、コミュニティ・スクール指定校を増やす土壌を作っていくことである。加えて、指定校となっている3校に対して、その運営状況について把握し適正な指導、支援を行うことである。次年度の目標には、「他課と連携して、事業の推進を図る。」とあり、今後の事業の進捗に期待したい。

7-⑥「特別支援教育の充実」については、平成31年度の質的目標の実現に向けて既に設置してあるサポート教室についての運営状況を把握し、適正な運営を行えるように支援、指導をされたい。

施策 8

生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす

(1) 施策評価

生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やすためには、東京都から委譲されている業務としても、周知及び申請漏れを防ぐ市としての取組の工夫が重要である。「義務教育就学児医療費助成事業」(通番 153)、「国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」(通番 159) 等手当の拡充により子育て家庭全般への経済的負担軽減は評価できるが、生活困難な子どもと親への一歩踏み込んだ支援が求められる。

① 医療費補助の充実

各事業は東京都より窓口業務またはすべての業務が移譲されている事業であ

る。申請は任意であるため申請数が少ない事業もあり事業評価しづらいとされている。また、市独自に所得制限を撤廃した事業は評価出来る。さらに国や都に制限撤廃を求めていくとしていて継続されたい。所管課が健康推進課、子ども子育てサービス課等複数にわかれていることから、各課の連携が最も重要と考えられる。いずれも必要とされている市民が漏れなく申請に結び付くよう工夫されたい。ガイドブック、市報、HP等また、窓口での案内による制度周知が重要である。

② 児童手当等の充実

窓口での相談、関係各課との連携、ガイドブック等による制度周知により負担軽減に向けて正確な手続きを行うようさらに努力されたい。幼稚園児保護者の経済的負担軽減のため、都の制度では支給のない所得区分にも国分寺市独自に補助を広げていることは評価できる。

③ ひとり親家庭等の支援

「①母子自立支援員による母子相談 ②母子福祉資金の貸付」(通番 164)は、様々な手当てに繋がる事業であり丁寧な相談が求められる。周知に努め、さらに取り組まされたい。「ひとり親ホームヘルプサービス」(通番 168)は東京都の要件変更により対象が拡大し、支援が広がったことは評価できる。ひとり親の生活安定のため制度周知が重要であることから、実績が少ない事業であっても事業の継続及び周知の工夫を積極的に図られたい。

(2) 中間評価

各事業は窓口業務が東京都から市に移譲されている事業が多く、申請によるものであるということで事業評価しづらいとされている。変化がない事業が多いが、各事業に対して市独自の考えはどうか、制度周知の工夫がなされているのか、手厚い対応とさらなる努力が求められる。

「保健指導票の交付」(通番 146)事業は平成 28 年度 0 件であっても、平成 29 年度は交付が行われ、申請者に保健指導がされている。継続されることが重要である。「義務教育就学児医療費助成事業」(通番 153)は、平成 29 年度 10 月より市

単独事業として、小学1年生から小学3年生までの所得制限を撤廃し、より多くの対象者に負担軽減を行っていくことは評価出来る。

児童手当の充実については、概ね変化なく推移している。申請漏れを防ぎ、制度周知の工夫が重要である。私立幼稚園及びその保護者の負担軽減に向け、平成29年度市単独事業として上乘せ支給していることは、幼児教育無償化に向け、評価できる。

実績がない、または、少ない事業においても要件変更等により支援対象の変化もある。事業継続され、相談業務、窓口等関係各課が連携し、様々な制度周知に向けて努力されたい。

(3) 提言

生活困難な子どもと親に対する経済的な支援には迅速、丁寧な対応が必要である。いずれも申請による事業であり、当該事業による支援が必要な市民の申請漏れを防ぐことが重要である。また、窓口業務のみとしても必要とされるすべての市民へ制度が周知されることが望まれる。家庭への支援、援助はスムーズに行われることが重要であるが、子ども子育てサービス課、子ども子育て事業課、子育て相談室、健康推進課、生活福祉課等関係所管課が多く、利用する市民としては全体を把握することは困難な部分がある。関係各課の連携が重要であり、庁内どの相談窓口からも必要な市民へ必要な案内がなされるよう、積極的な情報共有を図った上での工夫、対応を期待する。

全体として申請数が少ない事業も見受けられるが、要件変更で対象が拡大することもあり、継続して必要とされる市民に手厚い支援がなされるよう体制作りをされたい。なお、市独自に所得制限撤廃し、制度を拡大していることは評価できる。

(1) 施策評価

本施策は、大きく2つの柱がある。「安全・安心の環境整備」と「被害の防止及び被害に遭った子の保護・支援」である。具体的施策は6項目である。9-①「バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり（★重点）」、9-②「安全な道路交通環境の整備」、9-③「交通安全学習」、9-④「安全なまちづくり」、9-⑤「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」、9-⑥「被害にあった子どもの保護」である。その内容は、道路等の交通環境に関する施策、化学物質や放射能や公害等に関わる環境に関する施策、犯罪被害防止および保護・支援に関する施策に限定されている。本施策における「健康で文化的な生活の保障」を念頭に置きながら、各施策を評価した。

① バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり（★重点）

② 安全な道路交通環境の整備

「バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり, 道づくり」(通番 172) それ自体は、条例や指導要綱等複数の制度やアプローチで行うことであるので、学校指導課のみが管轄するものではない。子どもたちは、学校の中だけで過ごしている訳ではないことから、広い視点で対応する体制と自己評価を実施されたい。

自己評価項目は、施設など物理的環境のユニバーサル化・バリアフリー化、教育のユニバーサル化（インクルージョン教育、特別支援教育等）のことが、あわせて混然と記述してあるので理解しづらい。まちづくりについては、市全体のユニバーサルデザインの公共施設・商業施設の（認定等の）実績を提示するよう報告内容を工夫されたい。市全庁で把握している関連する数値データをまとめ、記述が求められる。子どもや子育てをしている親・家族にとって安全なまちづくりの視点で見ると、北口再開発の過程と環境整備では、ベビーカーや車いすの移動のしやすさに改善が図られており、評価されるべき実績である。一方、国分寺市

内の住宅街では、いまだ歩道のない道路が多く、交通安全等の観点からは課題が残るため、継続的に改善，実施対応されたい。

③ 交通安全学習

「交通安全運動市民の集いの開催」（通番 175）について、交通安全教室を実施していることは評価できるが、教室参加の対象外の人（参加していない人）に交通安全の喚起を図ることも課題に含まれるのではないかと考える。自己評価では、「交通安全市民の集い（年 1 回）」のほか、中学生への自転車交通安全教室を実施した、とある。「施策の取組」では就学前児童（＝幼児）への学習の機会提供も触れられているが、幼児への交通安全教室等の取組が触れられていない。

④ 安全なまちづくり

「放射能対策」（通番 179）について、保育施設や小中学校等の給食使用の食材・食品についての放射能測定とその情報公開は、子どもたちの内部被曝（予防）の問題に直結している。この取組は高く評価できるものである。今後においても継続的に実施することを期待する。あわせて、市と保護者（PTAや保育所保護者等）と一緒に放射能測定等の取組を継続されている。この取組も高く評価できるものの、本評価のなかには盛り込まれていない。今後は、「実施計画」に掲載されていない所管課が行っている関連施策についてもその取組を盛り込み、公表する意義は大きいと考える。そのことは、市内部での連携・情報共有にも後押しをするものと思われる。

⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

「セーフティ教室等の開催」（通番 180）の講習内容が詳細内容が不明（評価表からは明らかではない）であることから、正確な評価が困難であるが、子どもたちの「危険予知能力を養う」ことに寄与できているのかどうか視点からの評価が必要と考える。受講した子どもたちからのフィードバックがあれば、今後の事業のあり方に大いに参考にされたい。

「子ども 110 番の家の設置」（通番 181）について、一部地域では「地域安全

マップ」をPTA主導で作成し子どもたちに配布しているようであるが、市全体として、子どもたちに、どこに「子ども110番の家」があるのか、周知できているか、自己評価では読み取れなかった。そもそも「子ども110番の家」に認定される条件や要件等が、安全確保の要件と必ずしも結びついているとは限らないため、その効果について検証の上、公表されたい。

通番182～191まで、自己評価Aが多い。当初策定した平成31年度目標に量的に到達しているものが多いことは評価できる。ただし、「通学路見守り活動の実施」（通番182）は、教育委員会委員が年に2回（のみ）巡回的に見守りを行うというもので、実質の交通安全への効果がどの程度なのか疑問が残る。回数の記述だけではなく、質的な効果も含めた報告について記述を期待する。

⑥ 被害にあった子どもの保護

「いじめと虐待などで被害を受けた子どもへの支援」（通番191）として、要保護児童対策地域協議会（要対協）の個別ケース開催数55回、と記載がある。ただし、この回数自体が、事案に対して多いか少ないかは判断できない。子ども家庭支援センターや教育委員会等をはじめとした要保護児童対策地域協議会の関係機関がどのような構成で、いじめ・虐待防止に対してどのように取り組んでいるのか（特に「立ち直りの支援」「心の回復支援」）、市民に分かる形で情報を発信することは、親や子どもの安心にも繋がるのではないかと考える。

(2) 中間評価

施策9に掲げられている20事業には、再掲事業がない。このうち、3年間で自己評価結果ランクが下がった事業はなかった。ただし、「バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくり」（通番172）は、B（1年目）→A（2年目）→B（3年目）と推移している。各事業について、全体的に概ね順調に事業が継続されていると言える。引き続き、改善の視点を持ちつつ事業の推進を期待したい。

(3) 提言

本施策は、安心・安全な生活の基礎となるまちづくりと、犯罪・いじめ予防、被害児童の支援などの事業で構成されている。各事業の自己評価はAないしBであり着実な実施がされていることは評価できる。

安心安全なまちづくりは、交通事故に遭わないようにするだけではない。地震等の災害に関連する事故に巻き込まれる心配（ブロック塀等の倒壊、スズメバチの巣などの危険箇所）、それへの迅速な対応も求められる。特に緊急事態の際に、安全に移動できるように環境を確認・改善・整備することは防災の観点からも重要である。このことについて、各小学校PTAや保育所保護者などで自主的にチェックし、提言・要望している。これらの提言をどの程度受けとめ、優先順位や、何件改善実施したのか、といった実績を記載の上、自己評価されたい。

教育委員会との連携・情報共有も必要である。また、防災や交通安全の視点からは、市内在住の外国人（子どもを含む）に対する多言語での情報発信等の対応も求められる。

施策 10

市民の共助による子育て・子育て支援を進める

(1) 施策評価

本施策の取組の方向は、2施策が掲げられている。10-①「地域社会における子どものための活動援助」10-②「地域の住民が参画した世代間交流の推進（★重点）」である。その内容として、10-①では、地域団体や青少年の活動支援、「総合型地域スポーツクラブ」の充実が挙げられている。10-②では、様々な施設における異世代間交流事業の推進、異世代交流や父親参加の促進、情報発信や交流の場の充実が挙げられている。ここでは、「市民の共助」の視点から評価を行った。

① 地域社会における子どものための活動援助

「子育て・子育て支援市民活動団体の支援」（通番 25 再掲）の登録団体数のうち、子育て・子育てに関連する団体を抽出して計上しなければ、この事業におけ

る評価はできない。団体数の抽出法の見直しを要望する。備品の貸出件数の目標値を「100件」と設定しているが、その「100件」の設定の根拠が不明である。すでに関係のできている地域のイベントや団体への定例的な貸し出し関係がある程度できあがっているなかでの件数と、新規団体・グループに対する貸し出し件数がどの程度の割合なのかは、不明確である。

「子ども読書活動推進計画の事業の実施」(通番194)については、平成29年1月に移転開館した都立多摩図書館の機能を活用し、市と連携した事業が検討されていることは評価できる。国分寺市に住む子どもたちが本に触れることや読書の習慣が定着することに繋がるため、今後は学校とのさらなる連携など、質的な充実を進められたい。

② 地域の住民が参画した世代間交流の推進(★重点)

「夏休み学校キャンプ」(通番139再掲)は、視点を変えた実績評価が必要と考える。学校でのキャンプで、どの程度世代間交流が行われるかについて、目標設定は実施校数ではなく、その準備・実施における質的な内容であると考えられるため、今後の実施内容、目標設定等を工夫されたい。

「児童館・公民館における異世代交流事業」(通番195)、異世代間交流に取り組む、地域に住む子どもから大人、高齢者を含めたいろいろな交流活動であることから、現在の実施事業数5事業だけにとどめるのではなく、どのように拡大できるか工夫、検討されたい。また、異世代交流は、児童館・公民館を中心とした地域のイベントとして行われている。このなかで、各出典団体・グループへの補助(材料費等の予算)が削減されれば、イベントの内容・プログラムが削減されることになる。イベント数だけでなく、プログラム数や配分される予算規模等によっても評価の見方が異なってくるのではないかと思われる。

(2) 中間評価

施策10に掲げられている8事業のうち、3年間で自己評価結果ランクが下がった事業はなかった。各事業について、全体的に概ね順調に事業が継続されている

と言える。

このうち、「子育て・子育て支援市民活動団体の支援」（通番 25 再掲）と「児童館と地域子育て支援活動の連携」（通番 192）の 2 事業は、平成 28 年度実績評価がなかった。そのため本計画 2 年目の実績を追うことができなかった。

(3) 提言

本施策は、「市民の共助」がキーワードであり、活動支援や補助金等交付等が中心になっている。本施策に基づく 8 事業のうち、4 事業が再掲事業であった（「子育て・子育て支援市民活動団体の支援」（通番 25 再掲）、「青少年育成地区委員会への補助金交付」（通番 21 再掲）、「地域活動連絡会への補助金交付」（通番 22 再掲）、「夏休み学校キャンプ」（通番 139 再掲）。これらの事業も、「市民の共助」がどう推進されたか、という視点から事業評価されると、その事業の多面的な意義が伝わってくることから、積極的な改善を期待したい。

平成 29 年度に移転開館した都立多摩図書館との連携による「子ども読書活動推進計画の事業の実施」（通番 194）や、「児童館・公民館における異世代交流事業」（通番 195）を含む地域イベント支援など、国分寺市ならではの利点や特徴的な事業が含まれている。「市民の共助」、地域住民による子育て・子育て支援やその肯定的なまなざしや生活が培われ、子育てしやすく住みやすい市になるよう、より一層の支援、施策に基づいた事業実施を推進されたい。

10-①「地域社会における子どものための活動援助」の取組の方向には、「総合型地域スポーツクラブ」の充実について触れているが、本施策の領域の事業評価には計上されていない。1-⑥「子ども自身の組織や活動の支援」に事業評価が挙げられている。本施策の中にも再掲のうえ「共助」の視点から評価されたい。

施策 11

市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める

(1) 施策評価

本施策の 6 事業中 5 事業が「再掲」事業である（「子どもの居場所づくりに関す

る市民ワークショップの開催」(通番 7 再掲),「親子ひろば事業の拡充」(通番 8 再掲),「子ども野外事業」(通番 24 再掲),「児童館運営委員会の設置」(通番 65 再掲),「コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進」(通番 144 再掲))。再掲事業については,この施策の視点「市民と市の協働」から再評価する必要がある。

① 市と市民との協働による協働事業等の取組(★重点)

「児童館運営委員会の設置」(通番 65 再掲)の設置,開催について,本計画が開始されて以降,運営委員会を設置することが検討されていない,検討する気がない,という印象を受ける。市の地域づくり,子育て・子育て推進施策において,児童館の位置づけが曖昧であることが伝わってくる。市の児童館は,市直営で運営している館と指定管理で民間事業者に運営を委託している館が混在している。地域の特徴を含みながら,地域の住民(市民)と連携して,子どもの居場所や子育て親子の拠点としての機能を上げて行く必要があると考える。平成 30 年 10 月に改正された新「児童館ガイドライン」(厚生労働省)に基づいて,「児童館運営委員会」の設置を含め,児童館のあり方を修正・改善していく必要があると考える。

「コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進」(通番 144 再掲)を「市と市民の協働」で設置・運営していく,という事業について,コミュニティ・スクールを上げていく施策の方向性であるのに,本計画が平成 27 年度に開始して以降,ここ数年設置校が 3 校のみである。この現状であるのかかわらず,「評価 B」という自己評価では「甘い」印象を受ける。コミュニティ・スクールの設置に向けて具体的な取組を実施されたい。

「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」(通番 196)は,委員会(協議会)の構成委員による議論も重要である。一方で,子ども自身も含めた市民・住民が参加するオープンな議論の場(ワークショップ,シンポジウム,ワールドカフェ等)が必要であり,そこで多様な意見の交流,新しい視点・実践が出

されることが求められていると考える。

(2) 中間評価

施策 11 に掲げられている 6 事業のうち、3 年間で自己評価結果ランクが下がった事業は 1 事業であった。「コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進」(通番 144 再掲) は、A (1 年目) → A (2 年目) → B (3 年目) と推移している。ただ設置校は当初の 3 校のままであり、新規に指定された学校はない。そのため、「順調に進展」していると捉えることはやや疑問が残る。

「国分寺市子育て・子育ていきいき計画 (後期計画)」がスタートして 3 年余が経過している。本計画の実績目標と各年の実績評価は、「子育て・子育ていきいき計画実施計画」策定時に平成 27 年 3 月に設定された事業および担当所管課の枠組みから変更されていない。計画の「現状と課題」および「施策の取組の方向」に記述されている内容・項目が、「実施計画」の各事業に落とし込まれる段階で、いくつかが捨象されてしまっている内容が散見される。つまり、施策の取組の方向に記述されていても実施されていない、あるいは実績評価に繋がられていない内容がある。

(3) 提言

本施策の領域は、全体的・包括的な視点であることもあってか、独自事業がこの計画を評価している本委員会「国分寺子育て・子育ていきいき計画推進協議会」の開催 (通番 196)、1 事業のみとなっている。その他はすべて再掲として掲げられている。

再掲された事業は「市民と市の協働」で「子育て・子育て支援を進める」視点で自己評価されているか、疑問が残る。再掲事業が複数の施策で自己評価されるのであれば、それぞれの施策の視点やアプローチから、評価される必要がある (違う視点・アプローチで評価されないならば、施策にまたがって記載を分ける必要がない、ということにも繋がるのではないか)。次年度の実績評価では、この点について改善を図られたい。

今後平成 31 年度末までの間では，施策の取組の方向に沿って，より各所管課が横断的に連携し，かつ市民や民間団体との協働によって柔軟に計画および施策の推進することが求められる。あわせて，次期計画に継承すべき事項について検討が必要であるとする。